

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

改 作	定 成	R7.4.28 R5.5.26	R7.2.7
--------	--------	--------------------	--------

検討課題	50	議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について	
区 分		A	
関連条例内容		(議員の役割、責務等) 第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。	
検討内容	議会活動と介護や育児等が両立できる環境整備の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
・ 会議規則第2条に、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定。		・ 議員が介護休暇及び育児休暇等を取得できる仕組み、制度を検討する。	・ 会議規則に定めた欠席事由に関し、それぞれの具体的な運用基準の作成について、プロジェクトチームを設置し協議していくことを確認した。（令和7年1月23日 第94回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・ プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会）